

第二回国会 治安及び地方制度委員会議録第四十六号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 小暮藤三郎君 理事 千賀 康治君

理事 松野 頼三君 理事 門司 亮君

理事 矢尾喜三郎君 理事 坂口 主税君

理事 高岡 忠弘君 理事 酒井 俊雄君

理事 大石ヨシエ君

大内 一郎君 大村 清一君

坂田 道太君 佐藤 通吉君

中島 守利君 原田 憲君

松浦 榮君 菊池 重作君

松澤 兼人君 松谷天光君

矢後 嘉藏君 高橋 長治君

高橋 貞一君 高橋清治郎君

加藤吉太夫君

出席國務大臣 北村徳太郎君

出席政府委員

検務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 國宗 榮君

法務廳事務官 宮下 明義君

大藏事務官 今井 一男君

文部事務官 劍木 亨弘君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

風俗営業取締法案(内閣提出)(第六三号)

警察官等職務執行法案(内閣提出)(第一二四号)

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議録 第四十六号 昭和二十三年六月二十八日

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)(第一三八号)

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方配付税法案(内閣提出)(第一六二号)

地方税法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

賣春等処罰法案(内閣提出)(第一七二号)

坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は風俗営業取締法案以下七件であります。

まず御相談したい事項がございます。

それは興行場法案、旅館業法案、公衆浴場法案について、厚生委員会との連合審査会を開く件であります。

そこで向うの方へこちらの方からだれか代表を送つて、こちらの委員会の意見を陳述する必要があると思います。

その代表者の選定をいたしたいと思います。

希望者は松浦榮君から希望があつたのですが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

坂東委員長 それでは御異議ないものと認めます。

なお地方財政関係の法案について、財政金融委員会との連合審査会の件であります。

これは先方から申込みがあつたのですが、連合審査会を開きましか、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

坂東委員長 御異議ないものと認めます。

なお非常任委員会の開会の時間でありませんが、今日の常任委員会議でござりましたのは、明日から、当委員会の割当の速記の時間は午前九時から午前十時半までと定まりました。

毎日その時間にやりますから、さよう御承知を願います。

それでは日程に入ります。

風俗営業取締法案につきまして審議を継続いたします。

なお風俗営業取締法案につきましては、すでに質疑は終了しております。

はすでありますが、終了ということに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

坂東委員長 さきの委員会で御報告申し上げました通り、この委員会の進行中、修正の点がありましたので、その修正案の要点をその筋の方面に打合せに参りましたところ、O・Eが参りましたから、その点をこれから御報告いたします。

すでに質疑終了でありますから、これから討論に移ることにいたします。

それでは午前中の理事会の申合せによりまして、私から今申しましたその筋の方面との打合せの結果修正に決定した点を動議として提出いたします。

風俗営業取締法案を次のように修正する。

第一條第一号中「婦女が」を削る。

第五條第二項中「当該営業者に通告し」の次に「開閉の期日及び場所を公示し」を加える。

附則を次のように改める。

この法律は、昭和二十三年九月一日からこれを施行する。

昭和二十二年十二月三十一日以前において、風俗営業の取締に関する廳府縣令の規定により営業の許可を受けた者が、この法律施行の日まで引続き風俗営業を営んでいる場合には、その者は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

前項に規定する者は、都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならぬ。

第二項に規定する者が、第三條の規定に基く都道府縣の條例の規定に適合しない場合においては、公安委員会は、その者に対し、営業所の構造設備の変更その他の命令をすることができ、この場合において、営業者が当該命令に従わないときは、公安委員会は、営業の許可を取消し又は営業の停止を命ずることが出来る。

この法律施行の際現に風俗営業を営む者で、第二項に規定する者以外の者は、この法律施行の日から三十日の間、は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

こういう修正動議を提出いたしました。

坂口委員 本案はすでに討論を盡し、修正については理事会に一任されたという関係もありますので、われわれ一致の修正案でありますから、討論を省略しまして、このまま採決せられんことを望みます。

坂東委員長 坂口君の御意見は修正議決であります。

坂口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

坂東委員長 満場御異議ないものと認めまして、修正議決に決しました。

坂東委員長 次は市町村立学校職員給与負担法案につきまして審議を継続いたします。

これにつきましても質疑終了と認めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

坂東委員長 それでは御異議ないものと認めます。

続いて討論に移ります。

門司委員 本案に対しては別段修正の箇所もないかと思つて、ただこの際本案を委員会に決定いたしましたときに一應申し上げておきたいと思つたことは、この法案によりまして、市町村立の各職員が、その給与を都道府縣からなされるという形になつておられるのであります。

一方教育委員会の設定が見られるというふうな状態に相なつておられますときに、その教育委員会の内容は、公選された教育委員が教員の人事その他に關しましても権限をもつというふうな内容になつておられると思つて、さうなつてまいりますと、この教育委員会が都道府縣並びに市にこれが施行されますし、さらに二箇年後におきましては町村にこれが行われるというふうになつてまいりますと、人事に対する権限

と給與との関係が非常にまずい形になるかと考えられるのであります。殊に現在におきましても、大都市におきましては、現在國が負担しております給與のほかに、一例をあげてみますらば、横浜市のごときにおきましても、二千数百名の教員を擁しておりますし、さらにそれらに対します給與関係から申しましても、經常予算において五百万円ないし六百万円の給與一形は給與ではありませんが、いろ／＼の形において給與をしなければならぬ。さらにまた甲地あるいは乙地あるいは丙地というような形を示しております所におきましては、それらに対する手当等がおの／＼違ひますし、それが住居と勤め先との関係で、どうしても特地の給與をしなければならぬ人が、法規上甲地の支給しか受けられないという場合には、やはりその差額は市がそれを補つてやるという形を現在なしつつあるのであります。従つて、でき得るならば、私はこの教育委員会の権限が、いわゆる人事権と給與との関係を一致させることのために、その給與を現在の市町村に移譲するということが正しいと思ひます。それがすぐできないならば、ただちに教育委員会の設定されず地域だけでも、そういう形に置いていただくことが、教育の行政面から見まして、運営の上につきわめてやりやすい形になるというように考へるのでございますが、現在の段階におきましては、まだそこまでいっていないかという感じがいたします。私、当局はごく近い将来にそういう人事権と給與の関係を一致させて、そうして教育行政の全きを期することに努めていただきたいとい

う希望を申し上げまして、本案に賛成するものであります。
○坂東委員長 門司君の動議は今申されました希望をつけてまして原案賛成であります。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは異議ないものと認めます。さよう決定いたします。

○坂東委員長 大石ヨシエ君から緊急質疑がございます。大石ヨシエ君。

○大石(ヨ)委員 今井給與局長に私は質問いたします。先月二十八日京都府の八木町から二人の者がやつてまいりました。そうして八木町は丙地であるから乙地にしてくれと言ひましたので、大藏省の政府委員室にあなを訪問いたしました。そのときに局長は何とおつしやいましたか。代議士に頼まなくともいいから、なぜお前たちは直接私の方に來なかつたか。そういうことをあなたはおつしやつた。そうして、こういう給與の問題を請願しては何にもならない、請願なんてしないで、直接おれの方へなせ來ないかということをおつしやつた。こういうことはいかなる言であるか。請願というものは明らかに憲法において國民の権利義務で定められておる。すなわち憲法第十六條に明らかに、國民は請願の権利がある、何人もこの請願のことに對して云云することができないというところが明記してある。今井給與局長は何ゆゑにそういうことをおつしやいましたか。私が婦人代議士なるがゆゑに、あなたを私を侮辱しておるのである。それはいかなる意味ですか、私はここであなたの明解なる御答弁を望む次第であります。何がゆゑに國民が請願をしては

いかぬのですか、私はそれをはつきりここで聴きたいと思ふ。まず明快なる御答弁を要求する次第です。
○今井政府委員 申し上げます。日時も私は確かに覚えておりませんが、大石代議士にお目にかかつた際に、請願につきまして、私の意見を申し上げたことははつきり記憶しております。御承知かもしれませんが、ただいま全官公の地域給の問題が地方的に非常にやつかい問題に相なりまして、ただいま私どものところへ出ております引上げの要望の市町村数が、約二千に近い数になつております。私どもこの問題をいろいろの資料から取上げまして、その公平な決定に日夜頭を悩ましておるわけでありまして、大体この問題は、全官公と私どもとの団体交渉におきまして、地域給の決定は政府に譲つて一任する。こういうつた約束によつて昨年春以來私どもは全官公の二百六十万の諸君に代り、予算の範囲内において、地域給を分配する立場で仕事を処理いたしておるものであります。請願につきましては、私が卒直な感じを申し上げましたゆゑのもの、昨年の当衆議院の労働委員会におきまして、この地域給の請願に関する議論が出ました際に、全部が全部請願で出るならば別であるが、一、二のものだけが請願で取上げられるかどうかならぬかと、適當でなからうという御意見が出て、その請願が否決されたよりも最高機関であるところの國會が請願として採択されました、私どもの方へお送りくださいます以上は、私どもとして請願のないものよりは少くとも特別な考慮を加えるようにしてこ

そ、初めて國會の最高權威が保たれるゆゑんだと考へるのであります。その意味におきまして、こういうつた純粹な技術的な問題につきまして、私どもも全官公と約束の立場から申しまして、請願があつたから、ないからということによりまして、取扱いが区々にできない、こういうつた関係からいたしたくない、こういうつた関係からいたしたくない、請願をお受けすることがいかに私どもとして心苦しい、結局國會から、こういうふうな回付されたものに対しまして、私どもとしては、何らほかのものとの特別な配慮ができないという実情に鑑みまして、私どももいたしましては國會の權威のために、國會議員各位の權威のために、むしろ個人的にはそういうつたような御意見を申し上げた方が、かえつて國會の權威を尊重するゆゑにはなからうか、かように常々考へております。のみならずこの問題につきましては別に全官公の各地の労組から全官公の団体交渉の結果に基づきまして、今申し上げた通り、二千近い要求書が私どもの方へまいつておるのであります。それにつきまして私どもの方は日夜交渉にあたり、考慮すべく心を砕いたのであります。その意味において私どもとして、かえつて國會の權威のために御遠慮願つた方がいゝのではないかと、日ごろ議員の方に申し上げておつたことを大石代議士に申し上げたのであります。結局請願の權威を云々とか、あるいは代議士の權威云々というつもりは毛頭ありません。御了承願ひたいと思ひます。

○大石(ヨ)委員 今井給與局長に質問いたします。しからば何ゆゑに、お前たちは、代議士をおいて、直接來たらしいと言つたか。そう言つたとき、私どもの方は芦田さんという大物が出ておるから、私どものような小物でないと國民の声を代へて伝えることができないから、この二人の選挙民を連れてきたのです。そのときあなたは実に不遜な態度で言つたではないか。請願などしたつて何にもならないから、給與問題は甲地にしよう、乙地にしよう、丙地にしよう、みなおれの勝手になるのだと言つたではないか。何がゆゑにそういうことを言つたか。ここで御返答を望む。

○今井政府委員 私今おつしやいましたようなことは申し上げた記憶はありません。請願については私は意見を申し上げましたが、私だけで勝手にできるものではないです。政府部内の委員会もござります。ただ私の方へ直接來ることは遠慮しなくてもよろしいといふことは、どなたにも申し上げましたから、そのようなことは申し上げたこともありません。代議士を連れてくることはいかぬとか、いいとか、そういうことを申し上げた記憶は全然ありません。これはお聞きとり違ひではなからうかと存じます。

○大石(ヨ)委員 何ゆゑにそういうことをおつしやいますか、声なき声を傳へるのが代議士の義務である。それゆゑに私のような小物の代議士が二人を連れて來た。そうすると、君たちはおれのところに來たらよい、だから私の名刺を持たせてあなたのところに直接この選挙民の二人を紹介してやつた。そのときあなたはそれにおかれず、議會に來て、そうしてなせ君たちは議長に會わなかつたか、そうおつしやつたではありませんか。そ

うらうらそを言つたらいいけません。何を言つておるのですか、そういううそを言うなら、私は二人のこの選挙区の人を証人として連れて来ます。しかも選挙区の人が二人来ておるのです。あまり私は恥かしかつたので、顔も見られなかつた。これは請願してよろしいのですか、地域給のことはおれの自由になる。そういう意味のことをおつしやつた。どうです、この不適な態度は……。われは官僚に対しては反感を持つておる。あなたのような官僚があるから反感を持つ。何ですか、今日の態度と先だつての態度は、雲泥の差があるではありませんか、私をばかにしておる。私は舞鶴です。舞鶴は先だつて甲地区にしなければならぬ。また乙地区にしなければならぬ。私の選挙区です、から帰るときによく頼みますと言つたら、あなたの選挙区です、その選挙区といふことになつたら、またそれはできないであろう。選挙民が二人おるときになぜ私にそういうばかかなことを言つて愚弄しましたか、そのときのあなたの氣持を聴かしていただきたい。

○坂東委員長 大蔵大臣が見えましてから、その討議は後回しにして、ただちに大蔵大臣に対して時間もありまから單刀直入に聴いてください。千賀委員。

○千賀委員 私は第一に今の問題で大蔵大臣にお伺いいたします。聴き捨てならぬことをあなたの部下は言つておりますが、国会議員の權威を保つために、そのようなことを言い、そのようなことを指導したと言つておられますが、われは官僚にわれの權威を保つために指導されなければならぬ

いか、官僚にわれがしからば教育されなければならぬのか、あなたはそんなふうな部下の監督をしておいでになるのが、実に心外なことを聴くものであります。われは民衆の代表といたしまして、われは良心の命ずるところに従つて、みずから權威を保ち、みずから國民に信頼を寄せられる、その最善の途をとつておるのであります。あえてあなたの方の部下にさうな点まで心配して教育をしてもらわなくても、われみずからわれの進む道を得ておるはずであり、私にはちよとさいわいにも大蔵大臣がおられるところで、あなたの下僚はかくのごとき言辭を発表しておられるのであります、大蔵大臣の御承知の御承知の方針、御指導の信念を承りたいと思つて、まずこれから先にお伺いをいたしたい。

○北村國務大臣 私飛び込んでまいりまして、ただいま大石さんのたいへん激しい御質問がありまして、十分様子をおみこむことができなかったのではありませんが、申すまでもなく國會が最高の機関であり、最高の權威である。従つてこれを尊重することは申すまでもないのであります、その点は先ほど給與局長も申述べておりましたが、その通りであるといふことは、今さらこれこれ申すまでもないのであります。ただこつこつ問題、そのときのいろいろな條件といふものがあり、現れた思想全体の中で御批判を受けたいと、中のある言葉とか、こつこつたではないかといふようなことになりますと、非常にむづかしくなりますが、日ごろの考え方としては、先ほど給與局長よりも申述べておりました通りであ

りますし、決して國會議員を軽く見るなどということは毛頭あるべきはずはないし、さうなことは断じてないと思つておられます。しかし御承知の通り、給與關係は現在における言葉が少し悪いかもしれません、いわゆる労働攻勢の激しい中で、その中で一番大事なことをやつておりました、従つて賃金ベースの改訂というこゝたになりますと、いく晩か徹夜をやつておるといふようなこともあり、そういう關係の折衝をずつと続いてやつておりますので、ときによると人間であり、まづから、疲労困憊しておるころで、どうも言葉の上で親切を欠いたといふようなことがあるいはあつたかもしれません。かようにも存ずるのであります、その点はやつておる仕事自体からくる、実は非常にこれは申すまでもないことですが、当然またやるべきことではあります、仕事

の性質として煩瑣なことを夜十時、十一時、あるいは徹夜をするといふようなことをやつておりました事実がございまして、さうなことからさうな点において、何か疲れはてておつて、御挨拶等に懇切でなかつたといふことがあつたかもしれぬ。かように私は思うのであります。もしさういふことがあつたとすれば、これはよくないことでありまから、十分今後のことは注意をしなければならぬ。かように存じておられます。決して悪意に出たものでありません。ただ寄り、私どもが話合つておりましたことは、先ほど給與局長から申述べましたように、給與に關すること請願が出るかどうか、日の上非常にやりにくい、いやしくも國會の議を経て出る請願は、成規の法規に

基いて出るのであるが、これがどうもなか／＼その処理が困難になる。また予算を伴う國會で御審議になることになると、給與体系と國會の請願との關係といふようなことが、相違むずかしい問題が起る。できればこのことは個々にお話し合ふようなときには、請願という方法よりも、まず懇談をしていただいた方がよいのではないかと。また別に團體交渉の方法もあり、その他各般のことがございまして、他の請願とは多少性質が違つたものであるの

で、請願の方法によつてこれがどうも出てくると、なか／＼政府としては、時折話しておつたのであります。ただこれは内部のことでありまして、別に外部に向つてさういふことを表明する必要はないのであります、日ごろの考え方としては、請願の形式で給與關係が出ることは實際なか／＼むづかしい問題である、困るということ

はよく話しておりました。さうな意味のこゝを給與局長が時あつてたまたま申述べたのかもしれぬと思つておられますが、私は質問のときにおりまして、急にここに飛び込んできて、ただいま大石さんの言葉のやりとりを聞いておりました、たいへん大石さんにお腹立ちをさしたようでありまから、さうなことであれば、私よりまことに相済みぬことであると申し上げておく次第であります。

○千賀委員 いかなる件でも請願はあつてしかるべきであつて、また請願が

ありまして、あえてあなたの方はこれに逡巡する必要があると思つて、いか

あけてくれといふ請願のために、日本の全官吏の給料をあげなければならぬ場合ができましたも結構であります。これがあなたの方の信念に基くものでありますならば、さらに私どもは請願をなし、またその請願を可として認めたものの立場からいいますと、決してわれは不満足には思われないのであります。かような廣い意味で請願を受け、正しい心で請願を見るならば、さういふ請願が出ようとも、あなたの方の信念に曇りさえなくば、断じて請願のために迷惑することはないと思つておられます。あなたの方の政治の事務のとり方が毎日々々いい加減であつて、ただ人に請託を受けたり、強制されたり、應をせられたり、これだけに何らか色をつけるべきであるといふ立場で、日ごろの事務をやつておいでになるならば、より以上の形での請願にあるいは圧迫を感じ、あるいは迷惑を感じられることがあるかもしれませぬけれども、あなたの方の事務の処理の根本がほんとうに正義と勇氣と信念に基いておるならば、決して請願に對してあなたの方は何の迷惑もくだりもありません。むしろあなたの方の事務の處理の正しいこと、その請願を申し合はれ、むしろあなたの方の正義と潔白さを國民に表明するよい機会であると思つても差支えない。この点にあなたの方は御都合主義で、その場逃れの仕事をせられるのではないかといふ疑いを持たざるを得ません。今私が申しますような信念でいられるならば、何も請願がたくさん出たつて平氣だと思ふ。その点の御見解はいかがですか。

たえ給與のごとであらうとも、いかなる点であらまじても、一人の給料を

三

○今井政府委員 たいま請願につき

まして、非常に筋の通つた御意見を拜聴いたしました。私も非常に教えられるところが多かつたと汗顔をいたしております。ただいまの御意見のように処理してしかるべきだということになりますれば、私も前に大石代議士に申し上げるようなことはまつたくなかつたということになります。ただ地域給というものが、今申し上げた通りに、二千いくつもある関係の中で、それを特に五十とか六十とかを請願を私どもがむことによつて區別をつけたいということ、何だか國會の權威等からみまして非常にまずいような氣持がいたしましたので、私どもとしてそうした考え方をとつておつた次第であります。誤りであるという御指摘を受ければ、私もその趣旨に従つて考え方を切替えることによさかたものではございません。

○大石(三)委員 今井局長にお尋ねします。そのときなぜ代議士を頼まなくても、直接お前たちは俺の所に來たらしい、俺がおらなかつたら、課長に言えばいいじゃないか、そういう不遜な言葉を使うことは、大体私はなつておらぬと思う。それから私はあまりその晩くやしかつたから、宿舎に行つて他の人に話しました。そうしたらその人曰く、大石さん、そういうことをしてはなかく、地域給は上らないですよ。それはどういうわけですか。それはあなたが先にみやげ物を持つていかないから、それで地域給が上らないのだということをお聞きしました。あなたはそういうことをなさる人とは思いませんけれども、それはどういうわけなんでしょう。お聴かせ願いたいと思

す。

○今井政府委員 どうやら私も大分當時の模様は頭にはつきり浮んできたようでございます。私もこういう意味のことは確かに申し上げたことは記憶いたします。要するに、私の所へ来るのに、一々どなたの紹介がなければいけないというふうなそんな御心配は必要ない、直接どなたの名刺も要らない、とにかく一人でやつていらつしやい、お目にかかるのは私の義務であります、そういう意味のこととどなたにも申し上げておることであり、当日も申し上げたかと思つておる。その言葉をあるいは非常に受つた意味に御了解になつたのかも知れませんが、私の眞意はそういうところにあつたのではございません。これはぜひ御了解を願いたいと思つておりました。お目にかかる機会はありませんでした。役所におりますときは二時間でも三時間でも全國の地域の代表者にお目にかかるのがほとんど日課の大部分であります。一年に方もつて数える方に直接お話を伺つております。何もそういう意味合いからどなたに對してしても同じような言葉を申し上げる癖がつきましたので、大石代議士がそばにお出でであるということをいささか忘れまして、選挙民の方に私から私として直接來いという意味合いのことを申し上げたやうに記憶いたしております。万一それが言い過ぎたやうなことにおとりになりまして、私の言つた意味は決してそういう代議士に對する侮辱とか何とかの意味では毛頭ございませぬので、ぜひ御了承を願いたいと思つておるでございます。それからなおたいま確認を

されませんでしたので、うわさとしてのことでありましようが、実は昨年の秋ごろそういうたやうな風聞が一つありましたために、私どもの方の係官の三級事務官が責を負つてやめたやうな例もございませぬ。私どもが少くともこういう問題に對して、どのくらい努力し、どのくらい全官公二百六十万に代つてこの仕事の配分をやつておるかというところは、全官公の幹部の方にお聞きくださいなれば一番実情はよくおわかりでなかるうかと思つておる。○大石(三)委員 今井局長に申し上げますが、私があなたとわかれるときに、どうぞ私の選挙区ですからよろしくお願いいたしますよ、と言つて、あまりあなたがおつしやるので、間が悪いので私が帰るうとしたときに、あああなたの選挙区だつたらなお願ふことのできるとおつしやつた。ああいう場合には、ああ承知したと形だけでも私の顔を立ててやるのが人情ではありませぬか。何ですか、今日の態度、先だつての態度とは雲泥の差があるではありませんか。私は帰つたときに大岡山の人と言いました。兵庫の加古川のあそこが乙地から甲地になつたのも、某氏に十萬円からの金をつかませて、その上にみやげ物を持つていつた。それから大岡山の方でも、あなたとは言いませんけれどもあなたの方の役人に金銭をやつて、それで乙地が甲地になつたというのを聞いております。突際人をばかにしておるものほどがあると思つておる。私はあまりはずかしいので、選挙区へ歸つて、選挙民に對してどう言いますか、請願を出しても何もならぬ。これでは実際にだれも請願を出すものはなくなる。そんなばかなことを

言う者がありませんか。選挙区の者二人をおいて、それであなたは局長としてな態度、女の代議士であると思つてあなたにばかにしておる。もしこれが男の代議士であるならばあなたはそんなにばかにしなかつたらどうと思つておる。だからどういふやうな考えをしておるか願ひたいと思つてあなたをお呼びしたやうなわけですね。

○松野委員 私は何も大石氏ががよわい女性であるからといつて、弁護の意味に立つわけではないのでありまして、たとえこれが力強い男であつても同じ言葉を申すであらうと思つておる。たま／＼私は大蔵省のことについていふに、はなはだおかしな話ですが、大蔵省にはそういうことはいないと私は信じておつた。殊に理財局長及び主税局長もよく存じておられますが、非常に民主的などちらかといふとやさしい、本日のような事件が起るべきところではないといふことを私は信じておりました。大石さんからそれを聞きまして、きにも、そういうことは大蔵省にはないと、私はどちらかといふと反駁の思想をもつておつたのであります。本日のお互いの意見、態度を見ますと、どうも大石氏の言葉を信じたくなる。はなはだ残念であります。大蔵省に限つてそういうことはいないと、うわさを私は打消しておりましたが、たま／＼うわさの出所が出所であつただけに、非常に大蔵省のために嘆かわしいと思つた。私は地域給のことにつきまして、大蔵省に参りまして第一課長にお目にかかりました。本日のやうな問題を起す人ではないといふことを、私自身

い／＼折衝してどういふ觀念を懷きまして、そのときにも局長にお会いしたかつたのであります。お留守でお会いできなかったけれども、あるいはお会いしたならば、本日の大石氏のやうな憤慨を私もいたしたのではないかと思つておる。寒心にたえないものがあるものであります。大蔵省は官僚的で、どうも國民の声を聴かぬといふことは、はなはだ偶然ながらあなたの言話から生じたといふならば、大蔵省のために、あるいは各官廳のために私は残念に思つておる。たま／＼こういう事件は、忙しい事務に携つておる係長あるいは事務官には往々にしてあるものであります。それは仕事に非常に煩雜であり、また常識的にも訓練されておらないといふ点で了承する点があります。最高官廳のあなた、本日のくのごとき問題を起されたといふことは、非がいろいろありや問題をとするまでもなく、十分反省すべきことである。また大蔵省としても大いに反省すべき点があるといふことを深く感ずるのであります。この点あなたの所信に鑑みてもう一度御弁明がありますればお伺いして私の質問を終りたいと思つておる。

○今井政府委員 松野委員の仰せのやうに、いかなる事情があつたとしても、そういう問題を起したといふことは遺憾である。私もありがたく拜聴いたしました。ただ私としては、この問題につきましては、全國でお目にかかつた方が方を超えておると思つておる。もちろんこの問題に關連した方々もおそらく何百を数えると思つておる。お目にかかつた國會議員の

○今井政府委員 松野委員の仰せのやうに、いかなる事情があつたとしても、そういう問題を起したといふことは遺憾である。私もありがたく拜聴いたしました。ただ私としては、この問題につきましては、全國でお目にかかつた方が方を超えておると思つておる。もちろんこの問題に關連した方々もおそらく何百を数えると思つておる。お目にかかつた國會議員の

○今井政府委員 松野委員の仰せのやうに、いかなる事情があつたとしても、そういう問題を起したといふことは遺憾である。私もありがたく拜聴いたしました。ただ私としては、この問題につきましては、全國でお目にかかつた方が方を超えておると思つておる。もちろんこの問題に關連した方々もおそらく何百を数えると思つておる。お目にかかつた國會議員の

賣春等処罰法案につきまして、法務廳檢務長官木内曾益君からその説明を求めます。

賣春等処罰法案

賣春等処罰法

第一條 この法律において、「賣春」とは、報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交をすることをい

第二條 賣春をした者は、これを六月以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第三條 賣春の相手方となつた者は、前條第一項の例に同じ。

第四條 人を欺き、又は困惑させて賣春をさせた者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五條 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して賣春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六條 賣春の場所を提供し、又は客引その他の方法で賣春の周せんとした者は、第二條第一項の例に同じ。

第七條 他人をしよふ婦とすることを直接又は間接の内容とする契約の申込又は承諾をした者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第八條 しよふ家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第九條 第二條、第三條、第五條第二項及び第六條から前條までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ

附則 1 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

2 婦女を賣淫させた者等の処罰に關する件(昭和二十二年勅令第九号)は、これを廢止する。但し、この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

○木内政府委員 たいだいま上程されました賣春等処罰法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後における社会不安、道義の頹廢等の影響を受けまして、いわゆる賣春行為が著しく増加してまいつたこと

この種行為は健全な性道徳を破壊し、善良な風俗を紊亂するばかりでなく、

恐るべき性病を蔓延せしめるものとなるものでありますから、いわば反文明的行為として、その絶滅を期さなければならぬと考へるものであります。

のみならず、一九四六年一月二十一日附連合國最高司令官の「日本における公娼廢止に關する覚書」によりまして、

表面上は一應、公娼その他契約に束縛されたる私娼の制度は廢止を見たのであります

かゝる業者があることを意味するものにほかならないのであります。これはただに右の覚書の趣旨に背反するばかりでなく、新憲法が基本的人権を確立

す。從來の立法措置といたしましては、警察犯処罰令、昭和二十二年勅令第九号婦女に賣淫をさせた者等の処罰に關する勅令、花柳病予防法、同特例、刑法及び兒童福祉法等の諸法令があつたのであります

では、未だ十分な法的措置を講じ得たとは申しがたく、殊に賣春、その周旋及びその場所の提供等を処罰する警察犯処罰令は、本年五月二日廢止せられたに改正される運びとなつております

で、この際新たな見地に立つて、警察犯処罰令の關係規定及び婦女に賣淫をさせた者等の処罰に關する勅令を統合かつ整備し、その罰則も他の關係法令と權衡を保ちつつ、必要に応じて強化

以下規定の要点について御説明いたしますと、第一に賣春及び賣春の場所の提供その他賣春の周旋をした者に対する刑の引上げであります

これらの者に対する従来の刑は、三十日未満の拘留に止まつたのであります

かかる輕微な刑をもつては、ほとんど取締りの実効をあげることが至難であつた實情に鑑みまして、その刑を六月以下の懲役もしくは五千円以下の罰金

または拘留もしくは科料といたし、かつその常習者に対しては、さらに加重いたしましたして、二年以下の懲役または一万円以下の罰金をもつて處むことと

いたしましたのであります

第二に、賣春の相手方となつた者も、賣春者と同様に処罰することといたしたのであります

從來のごとく、賣春者のみを罰し、その相手方を処罰しない建前は、公平の觀念に反するは

かりでなく、予防的効果も薄弱となりまので、特にかかる規定を設けることとしたのであります

第三に、人を欺き、または困惑させて賣春をさせた者及び親族、業務、雇傭その他の特殊關係を利用して賣春をさせた者について、それら罰則を設け、前者は二年以下の懲役または一万円以下の罰金、後者は三年以下の懲役または二万円以下の罰金に処することとしたし、かつ後者の關係を利用して賣春の報酬の全部または一部を收受したときは、さらに加重して五年以下の懲役または五万円以下の罰金に処することとしたのであります

これはもし脅迫または暴行により賣春をさせた場合には、刑法の強姦罪にあたるのであります

か弱き女性をしてかかる醜行に陥らしめないよう、これを保護するために、それ以外の不法な手段を用いて賣春をさせた者に対しても

処罰規定を設けることが必要と思われれますので、右のように予想される各種の不法手段の態様と、これに應じ適當の罰則を規定することとしたし、なかんずく右の特殊關係を利用して賣春の報酬を收受する行為は、最も惡質と認めて、特に重刑をもつて處むこととしたのであります

なお現存の婦女に賣淫をさせた者等の処罰に關する勅令におきまして、婦女を困惑させる行為に対し、罰則が設けられていないことを申し添えておきます

第四に、他人を娼婦とすることも直接または間接の内容とする契約の申込みまたは承諾をした者及び娼家を經營しもしくは管理した者について、それぞれ処罰規定を設け、前者は三年以下の懲役または二万円以下の罰金、後者

は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

は五年以下の懲役または五万円以下の罰金に処することとしたのであります。ここにいう娼婦及び娼家の定義につきましても、第一條に定められているところであります。かくのごとく他人を娼婦としようとする行為及び娼家を経営または管理する行為は、前述の通り新憲法の精神及び右連合國最高司令官の賞書の趣旨に反するものであり、特に峻厳な態度をもって臨む必要があると考えまして、かかる重刑を規定いたしましたのであります。

なお以上の罰則には、原則として情状により懲役及び罰金を併科し得ることとしたし、実情に即した科刑を行い得るよう措置いたしましたのであります。以上立法の趣旨及び規定の要点を御説明いたしましたのであります。どうか慎重に御審議の上、速やかに可決せられんことを希望いたします次第であります。

○門司委員 本法の逐條審議をいたしまする前に、一應当局にお伺いしておきたいと思はますのは、本案の上程されました趣旨等につきましては、一應了承することができたのであります。が、問題はこの法案は単なる法案として出せばそれで済む問題ではありませんで、実質がこれにいかに関与するかの点でございます。それからその実質と申しましても、現在こういう行為が非常に多く行われておられることは御存じの通りでありますので、これらの処置をいかにするかということが、まず先に考えられなければならないのであります。この点についての御説明はちつともなかつたのであります。が、おそれるような趣旨をお出しになるから

には、少くとも日本の津々浦々といつていくらに蔓延いたしておられます。これらの業者と申しますか、就業しておられるの処置を先にお考えになつて、そうしてその後こういう法案の説明がされ、さらに提出されること、私はいかと思はますが、先ほどの説明の中には、そういう最も重要な点が説明されていないのであります。従いましてその点をさらにひとつお聴かせを願いたいと思はます。

〔委員長退席、坂口委員長代理 齋席〕

○宮下説明員 ただいま御質問の点は、はなはだ重要な問題を含むわけでございます。この法案は八月一日から実施する予定になつておられるわけでございますが、それまでにあるいはその法律施行直後、現在存在いたしております公娼に類似する業者あるいは私娼というような業者をいかに整理し、これをいかに導いていくか、その具体策を政府としてはいかように研究しておるか、またその具体策がどのようになつておるかという御質問でございます。この点につきましては、性病の予防行政を直接に担当いたしておりますところの厚生省及び直接この種賣春行為の取締りをいたしておりますところの國家警察本部と法務廳とがいろいろと協議をいたしまして、この対策について方針を研究立案いたしておられるわけでございますが、未だこの席でただちに御披露いたす程度まで具体的な案ができておりませんので、この法案を御審議願つておきます期間中に、早急にその具体案をつくり上げまして、お答え申し上げたいと思はます。

○門司委員 ただいまの答弁、非常に遺憾に考へるのであります。私どもはかくのごとき法案が出るにあつて、これの對象となつてくる人たちの生活を考へないわけにはまいりません。この法案が八月一日から実施されます場合に、そのよつて来る影響というものは、きわめて大きいのであります。従つて当局はただ法案だけ出して、その法案が通過すればそれでいいというふうにお考えになつて法案をお出しになるとするならば、それはまづたゞ空文にひとしいのであります。先ほどから申されておりますように、従来いろいろこれに対する取締りの法律はあつたのであります。それらはことごとく空文に終つておるといふのは、そういう処置が完全でなかつたといふことの裏書をするものであると思はます。これも同じようにどんなに嚴重に処罰し、どんなに嚴重に取締るといふことを法律で定めても、なか／＼人間の本能はそういうふうにはまいりませんので、それらに対する処置を十分に先に講じて、しかる後に法の効力が十分発生する手段をとることが、最も正しい行き方であると思はます。

従つて先ほどの御答弁には非常に不満ではあります。が、なお進んでさらに法務廳であるとか、あるいは國家警察の本部であるとか、あるいは厚生省でそういうことを話合つておるといふことでは、法案を提出なさいますにあつた方の責任は一体どこにあるか。自分たちはただ取締ればよい、法案を出さずにはそれらで事足りるのである、あとはそれら各省關係がこれを始末してくれらうというふうなあいまいなことで、こういう法案を出されますと、國民

は非常に迷惑するのであります。この点はお私にはあなたの方の構想をお伺いしたい。厚生省であるとか、あるいは國家警察の本部、あるいは法務廳の構想は別として、法案を提出なさいますにあつた方の構想を卒直にひとつお話を願ひたい。なおこれは参考を願ひたい。業を営むものはどのくらいの数に上つておるかといふこと、さらにその對象となつておる婦女子の数は大体どのくらいあるかといふこと、これらばかりです。卒直にお知らせを願ひたいと思はます。

○坂口委員長代理 ちよつと申し上げておきますが、地方財政の關係政府委員が來ますまで本法案について質疑をやりますから、もし地方財政の關係政府委員が來ましたならば、それで打切ることにお承知を願ひたいと思はます。

○宮下説明員 まことにごもつともな御意見でございます。私どももいたしまして、ただこの法案を提出いたしました。國会の御審議を受け、それが成立すればあとはどうでもよいといふようなことを毛頭考へておらないのであります。この法案を提出いたしましたからには、從來のこの種賣春行為の取締り法案といふものが、實際にいたしてはなかつた十分に行われがたかつたといふ実情も十分考慮いたしまして、このような法案を出すことによつてかえつて法律そのものが行われぬ、法律を世の中に一つ殖やすという意味合におきまして、國民全体の遵法觀念といふものが薄らぐのではないかといふような点も十分配慮いたしまして、こ

の法案が國會において成立いたし、公布されるならば、取締りの機關をいたしましては、十分にこの法案を實際に適用いたしてまいりたいという覚悟をもつておられるわけでございます。しかし現在本来ならば最高司令官の指令によりまして、存在を許されておられるところの公娼に類似する業者といふものが、依然存在いたしておられます。また公娼と申すことができないにいたしては、街娼と申しますか、個々の賣淫行為といふものが存在いたしておられるのであります。これらの人間をどのように導くか、これを十分に考へないでこの法案を出すといふことは、少し無學ではないかといふような御意見でございます。このような行政的措置につきましては、八月一日までに早急に方針を講じて、万遺憾のないように措置を講じていきたいと思はます。さきに料飲禁止をいたします際におきましても、これらの業者をどのように措置するかといふことが重大な問題であつたわけでありまして、その困難にも打克ちまして、現在これを實施いたしておるのであります。この賣春行為といふものが現在日本に存在することは、いかにも残念である、いかにも不名誉なことである、それを理想に向つてなくすといふ事柄には、いろいろ困難な事情はありましようけれども、とにかくこの理想の方向に向つて進まなければならぬと思はます。それによつて、単に取締機關の努力のみによつて、それが實現されるわけではございませんので、十分に國民全体の自覺とこの法律の實施についての協力がなければなし

得ないということをしみて、考えておる次第でございます。しかしして現在この種業者の数がどのくらいあるかという詳細につきましては、お手許に賣春等処罰法案参考資料、法務廳検務局作製の資料が差上げてあるのであります。この終りから三枚目の表が藝妓、酌婦、女給、仲居、女中、接待婦、ダンサー等賣春行為に陥りやすい種類の業者の数を掲げてございます。それから一番最後に、いわゆる街娼——やみの女の推定数についての表を掲げてございます。これによつて御承知おき願いたいと考える次第でございます。

○門司委員 この問題でございますが、この中には私が先ほどお尋ねいたしましたことを業といはします業者の数字が出ていないのであります。私がお聞きいたしておりますのは、これに費してあります三万いくらの街娼と、さらに十五万五千人のそれに類するような行為をなすと目される女の数字だけではありませんので、これだけを簡単に考えますならば、わずかに二十万足らずの間であります。これを業として営んでおります者の家族の数を考えますと、一應相当数の人たちの職業を停止することに相なるのでございませぬ。本法案自体は非常に結構な案だと思ひますが、法案が結構であればあるほど、その効果というものが大でなければならぬのであります。先ほどお話のように、たとえば料飲店禁止ということ、非常に問題があつたが、しかし勇敢に行つておるといふ話であります。なるほど料飲店等に対しては、勇敢に行つてはおりましようが、実態はなか／＼そうはまいらないのであります。あなたの方で法律だ

けは施行されたかもしれませんが、実態はなか／＼勇敢にお取締りになつておるとは考えられませぬし、またそういう業者が整理したとも考えていないのであります。そういう結果に相なると思ひますので、法案が非常に私ども日本の國民にとつて、いい法案であればあるほど、法案の効果というものがやはりなければなりませんので、従つて私は御質問を申し上げるのであります。このいい法案の効果も百パーセントに發揮させますためには、どうしてもそういうことを事前にひとつやつておいてもらいたいのであります。そこで繰返して申し上げますが、あなたの方の構想の一端だけでもこの際ひとつお聴かせ願いたい。あなたの方もこの法案をおつくりになるにあたりまして、何も御構想なくして三つの関係各省にこれを委ねて、そして自分の方は法律だけを書けばいいのだというお考えでなされたものではないと思ひますので、その点をお聴かせ願えれば非常に結構だと思ひます。私どもこの法案に反対の箇所はほとんどないのであります。ただ刑罰が重いか軽いかという部分的の箇所はありますが、法案自体に反対すべき筋目の点は毛頭ないのであります。その点をひとつ躊躇されることな

くお聴かせ願ひたいと思ひます。○宮下政府委員 たいま御質問のございませぬと申しますが、賣春業者の数の統計でございますが、ごく最近の國家地方警察本部の統計によりますと、業者の總数が一万九百五十三人、この業者に附屬いたしております娼婦と認められる女の数が三万七千六百八十一人あるのでございます。しかしこの法案は、この業者のみを必ずし

も対象とはいはしてありませんので、それ以外の一般の賣春行為を対象として規定ができておるわけでございますが、特にこの業者の將來と申しますか、業者をどのように措置していくかというところが、大きな問題となるのであります。最前も申し上げましたように、この業者及びそれに附屬いたしております娼婦の措置というものについて、鋭意政府部内の関係諸機関において研究をいたしておるのであります。具体的の方策につきましては、いましばらく猶予をいただきたいと思ひます。もし私の個人的な意見を強いて述べよと申されるならば、いづれにいたしまして、この法案を成立させまして公布、施行いたします。以上、これらの業者の存在というものは許されないわけでありまして、早晩何らかの方向に轉業してもらふ以外に方法はな

いと考えておる次第でございます。○門司委員 私には一向わからないのであります。私にはそういうことをお聞きしておるわけではないのであります。実はあなたの数字から見ますと、ごくわずかな数字のようでありまして、これだけの数字ではない、もつとほかにあると思ひます。そこでこれらの人たちらをどういふに処分するかという具体的な案がなければ、せつかくこの法律をお出しになつても、人間というものは一度商賣を始めますと、それに執着をもち、他に轉業することが非常に困難でありますので、この法律でこれだけの人はやめさせるが、その代りにこうするといふことがうなずけますならば——これは實際の上における取扱いが困難だといふ理屈はうなずけますが、この法律だけを出

してこうとするのでは、どんなにいい法律であつても実行できないのであります。余談であります。料飲店の禁止等にしても、やはりそれらの処置が完全に講ぜられていない。ただ自発的に轉業すればいいというようなことだけしか考えられておられませんので、やはりそれに附屬するいろ／＼な犯罪が起つてくるというようになりなすので、もう少し具体的にお話願ひませぬか。八月一日といえども一箇月しかありませんし、その間におそらく私どもは聴く機会はないと思ひますが、もし法律だけが出まして、今いただいておられます從來の賣淫等に関する処罰の参考書にも、たくさん書いてありますけれども、こういうふうな法律がたぐさんあつて、しかも賞罰によつて嚴重に取締らなければならぬといふ段階に立ち至つておつても、なおかつこういう法律を出さなければ、これの取締りもできないわけになります。見ますとき、いまだ少し詳しいお話を願ひない、私どもこれを審議するのにこのままでは賛成だと言ひがたいのであります。その点をもう少し明らかにしておきませぬとわれ／＼ほから質問を受けまして、いやあれは法律だけきめたのだから、あれでやるだろ

うというふうな、無責任なことは言えないと思ひますから、その点を考慮していただひてお話願ひたいと思ひます。○宮下政府委員 再三の御質問を受けまして、はなはだ恐縮に存じておるわけでございますが、ただいまの業者及びそれに附屬しております女の今後の処置は、現在政府部内の関係各省にお

て鋭意研究をしておるのであります。その具体策の御説明につきましては、いましばらく御猶予を願ひたいと思ひます。○坂口委員長代理 ちよつと今の質問を打切りまして、大蔵大臣が参りましたから、地方財政の問題について質問を続行いたします。門司委員。○門司委員 せつかく大蔵大臣のお出ましをしば／＼願つたのであります。この際大蔵大臣にお伺ひしておきたいと思ひますが、すでに他の同僚から申し上げてありますので、重複する点はなるべく避けたいと思ひます。先だつて次官がお出でになりましたときにおきましたので、その点もなるだけ避けたいと思ひますから、大臣にはごく卒直に御意見だけを承つておきたいと思ひるのであります。

地方財政の窮迫しておる事情は、大臣もこの委員会にお出でになりましたときにしば／＼お述べになりました通りで、よく御承知だと思ひますが、私どもが非常に遺憾に考へておりますのは、地方財政委員会案に対する大蔵當局の予算編成に対する見解です。それについて一應お聴かせ願ひたいと思ひますが、大臣もお忙しいのでしようから、一問一答は避けたいと思ひますので、總括的に申し上げます。私がこういふ質問を申し上げますのは、國家財政は、大臣の御説明の通り健全財政のやうな形になつておりますが、地方財政は二百七十億の赤字を出して、この赤字のうちで三十億は施設あるいは諸掛の節約によつて補える、あとの二百四十億は起債によつて補おうとい

りようなことが書かれておるのでありますが、地方分権が行われ、中央の出先官廳が処理されてまいりますならば、地方の費用は決して少くはならぬのでありまして、地方自治体が健全になつて、自主的に完全に発達いたしますならば、今日の状態においては、従来の官治行政の当時のような節約をすることはできませんので、民治行政になればなるほど地方財政は大きくならなければならぬ。そういう場合に、それを節約しろと申しまして、なかなか節約は困難であります。たとえ警察が移譲になるならば、警察費だけではなく、公安委員の費用もただちにそれに伴つて要ります。さらに教育委員の費用も要するならば、やはりその費用も要するようになりますのであります。こういうように地方分権化されればされるほど、民治行政が強化されればされるほど、今日の日本の地方行政、というものは官治行政の手から離れて費用が要る、それを節約せよと申しまして、なか／＼節約ができないのであります。さらに二百四十億の起債の問題であります。単に起債と申しまして、これは非常に無理がありまして、昨年、百十億の起債です。まだ八十億しか消化できない状態であることは御存じの通りであります。しかもその中で、二十億の政府預金部の金を振り当てられておりますものすらまだ完全に行われていない、こういう状態で、本年度において二百四十億の起債を認可するから、それを地方債でやれと言ひましても、なか／＼困難であります。さらに当局のしば／＼の説明によりまして、これについては地方の銀行その他と十分打合わせをして、

地方財政に対して起債の認可をした場合にはなるだけこれを融資するようにしようなことを申し上げてあるという御答弁をいただいております。御承知のとおり、これは非常に反しております。御承知の通り、すでに府縣においては起債に対する調整委員会があるはずであります。そしてこの委員会が当然そういうものを処理すべき立場に立っていると思つておりますが、そういう制度が設けられてから、今日どうにもなつていない。そこで私もが考えますことは、その起債を認可しただけがほんとうに消化されるかどうかという見透しは、私もにはつかぬのであります。昨年の百十億の起債です。そういうように残つておるのであります。お考え願つておきたいと思つたことは、この起債はどのような形になつておるか、と申し上げますと、大体起債金額の半分ないし六割ぐらゐは地方債にまかななければならぬと思つた。預金部の金はそうたくさんあるとは思われません。預金部の金を借りると七分の利息になつておりますが、地方銀行から借りてまゐると、大体利息は、私どもが調査した範囲内におきましては、九分八厘五毛ぐらゐに付いては、約一割に付いては、しかも地方銀行は間貸し短かして利益の高い産業資金に期は長い地方公共団体の起債には、なかなか應じがたいのであります。こういうことであつては、この二百四十億を起債で賄ふと言つても、なか／＼賄ひ切れないのであります。さらに先ほど申し上げましたように、利息の開きが大体三分ぐらゐありますから、これから

の損害が大体三億ないし五億近い赤字が、さらに地方財政の中に加わつてくるといふことを一應考えなければならぬ。そこで、あなたの方のお考えでは二百七十億の赤字で済むかもしませんが、実際は二百七十億に、さらに三億ないし五億の赤字を出すというのが実情だと思つて、こういう点が十分考慮されているかどうかという点であります。もう一つ私が卒直に聴きたいのは、いわゆる國の健全財政と反して、地方財政がいろいろ大きな赤字財政でありますならば、國の財政もまた赤字財政と言わなければならぬ。せんが、この赤字を補填することのために、政府においては特別のお考えが現在おありになるかどうかということでありまして、その点を一應お伺ひしておきまして、さらに了解ができませんでしたら質問いたしたいと思つた。○北村國務大臣　ごもつともな御質問であると思つた。同様の趣旨のことについてこの委員会でも申し述べたことがあるかと思つたのであります。仰せの通り、國の健全財政というものが、地方で崩れては何もならないので、健全財政主義は中央、地方一貫しなければならぬ。これは申すまでもないのであります。その点は、お説の通りであります。ただ御承知の通り、現にこの地方財政が非常に困難になつておるといふ事實は、現実に私どもひし／＼とわかるのであります。十分にその点を了解しておるものであります。また中央の財政は非常に窮乏しております。非常な反対があるにもかかわらず、鉄道運賃を上げ、通信料金を上げ、それでもなお大きな赤字をもつておるといふような現状でござ

います。今このときが日本の財政の最も弱味といふか、非常に弱体性と矛盾とを累積的に地方財政並びに中央財政に現わしておる。こういう過渡期において一体どうするかという問題になります。これは非常にむづかしい問題である。従つて中央と言わず地方と言わず、腹を割つて一層御検討を願わなければならぬと思つておりますが、同時に地方にありましては、お言葉の中にもありましたように、公安委員制度、新しい警察制度、新しい教育制度、消防の新しい組織等が一度にこの財政窮乏の過渡期において整備されなければならぬという上には、昨年から今年にかけて、全体的ではございませぬけれども、非常に天災的な被害を受けられたところもあり、これをどうするかという問題を、一挙にして赤字なし、借金なしで全部片づける、あるいは中央の方の財力をもつて地方の方が非常に困窮になつておるところを補つていくことができるかというところ、中央地方を通じて、この財政窮乏というところは、非常に大きな矛盾としてどうにもならないというものが現れてございまして、これは一面やむを得ざるものはやはりこの金融によつて財政の弱味を補強していくというよりしようがないのであります。これについて、預金部の金は今日まで大体地方に還元しております。その方針とは違ひまして、預金部の金はもと／＼各地方から吸収したものであるから、地方に還元するといふ方針をとつておられます。最近、預金部がどうも赤字で、一般会計から補ひを出すと、こういう現状になつておられます。これは今度やりつつあります救國貯蓄等を通じ

て、漸次この勢いを盛り返して、地方財政にも容與できるようにいたしたいと念願しております。そういう方向に向つてはおりますけれども、現状ではどうも苦しい状態になつておる。それで問題は地方、中央の財政的な調節をどの程度にやるかということなんです。これはまたむづかしい問題であります。中央において絶対に起債は許されぬ。絶対に均等予算でなければならぬ。この限度において將來ももちろん行政を整理し、行政整理に基づいて行政経費を圧縮して新しい歳入を見つづけるというふうなことに、國民負担を増すよりは歳入の面においてこれを圧縮するということはやつていかなければならぬ。これは中央も地方も歩調を合わせてやつていくべきではない。そういうふうな基本的な方針を立てながら、一方では地方における六・三制をどうするか、あるいは警察制度をどうするのだ。やむを得ない支出というものはどうしても膨脹する。現在の財政の事情はこの板挟みの中にあると思つております。これに対して私どもは中央だけが健全財政であればよいという考えでなく、實際中央地方の調節をはかりながら、具体的にこの面を解決していきたい、かように考へておるのであります。それから二百四十億あるいは二百七十億とかいう起債が可能であるかどうかという御質問でございまして、これも実は三億救國貯蓄の五％は優先的に地方財政のためにもちろむというふうなことを、金融機関の了解を得つつあることと思ひますけれども、これについては私は昨年の成績から考へて、昨年は目

標を三百億ぐらい突破いたしました。今年はまだ目標にいくであらう。いかならばその点は百五十億優先的に一應地方財政にやらなければならぬ。こういうふうな考へておるのであります。なおいろいろ具体的な問題につきましては、それ／＼について善処していきたいと思ひますが、基本的な考へていたしましては、実は困つておる。中央も非常に困つておる。ほんとうに地方も困つておる。そこでない袖は振れないというふうなことが一面に言えるのではないか。しかしそういうふうな冷淡な考へではございませんで、できるだけのことはいたしたい。はむろん存じております。大蔵省が地方の財政に対して無関心であるとか、冷淡であるということは決してございませぬ。この点は具体的な問題について今後努力もいたしますが、できるだけ相談もいたしたい。かように考へておる次第であります。

○門司委員 大体予算編成に対する見解に対しては了承するのであります。さらにはそういう建前でありませぬならばお聞きしておきたいと思ひます。これは、地方財政委員会から答申いたしました案の中はいろいろのものが書いてあるものであります。ところがその中で私どもは非常に残念に心得ておりますのは、酒、タバコの消費税の問題であります。これは總理の話によりますと、専賣品であり、國家がこれを經營しておるのであるから、これに税金をかけるという考へはどうかと考へるといふようなお話があつたのであります。法理的に解釈いたしますと、そういう理屈も一應つくともしれませぬが、しかし専賣品であるからこれに

地方税を絶対にかけてはいけないといふような理論は成り立たないものと考へるのであります。従つてこういう普遍的な税金と申しますか、これは中央あるいは都市、農村といわず、普遍的に消費するものでありますし、殊にその意味における嗜好品とも言えるのであります。現在必ずしも私は全部が嗜好品であるとは申しませぬ。人間の生活の要素の中に取入れられて、そうしてなければならぬような形を示しておりますので、必ずしも全面的にこれは嗜好品として片づけることはできないと思ひますが、少くともそういうことが一應言えると思ひます。それらに對しては私どもは、どうして税金がかけれないのか、この御見解を笑は質したいのであります。もしこういう面において多少でもゆとりができてくるということになりますれば、当局が考へになつておりますような各種の税金の値上げに對しては、非常に無理であります。それらを一圧縮して、一例を申しますならば、地租あるいは家屋税の税率が非常に高くなつておりますが、これらのものは収益税でありまして、地租あるいは家屋税が高くなりますれば、借地人、借家人に轉嫁されることは当然でありまして、形の上において家を所有し、土地を所有しておる者が税を納めるのであります。収益税でありますから、これが消費者にかかつてくるというところはつきりしておる。従つて地租あるいは家屋税の増額は、明らかに大衆税として轉嫁されることになりまして、それらのもを圧縮するためにも、やはりこういう税制を設けていただきたい。さらに

もう一つの問題は住民税の關係であります。住民税が昨年最初いゆる住民税として創設されたときは、大体一戸あたり四円でありましたが、それが急速に膨脹してまいりました。二百円になりさらに四百円になり、今度はこれを千円にしようということに相なつておると思ひますが、現在の國民所得の關係から申しますと、この住民税を千円にまで引上げなければどうして地方財政がやつていけぬというほど住民に迷惑をかけますならば、先ほどの話に戻りますが、当然酒、タバコの消費税というものが考へられます。この点は總理大臣に幾多の同僚から質問があらされたので重複するようであります。大蔵大臣としてこれをお取り上げにならなかつた理由をもう一應お聴かせ願ひたいと思ひます。

○北村國務大臣 ごもつともな御質問でございまして、地方財政が困つておるなら酒、タバコの消費税を認めればよいじゃないか。これは一應そうなるのであります。また住民税のお話もたいま出ましたのですが、これは私ども全体といたしまして、國民所得に對し昨年度は大体財政的の吸収が一八%であつた。今年は二二%くらいになつておる。もちろんこういうパーセンテージはつきりいたしません。単に大まかにそういう点を見ましても、今年はいかんなり負担がさらに重くなつておるといふ場合でございまして、今後私ども政府としての施策は、現在家計の中で七五%が非配給物資である。自由物資といふ言葉がよいのです。これはやみを含んで、家計費の金額の中におつて七五%がいゆる自由物資で、配給物資は二五%である。こ

の割合が變つていくということが漸次行われなければ、國民所得に對する割合から何パーセントだからまだ軽からうといふような判断をしてはならぬ。それはむしろ國民所得の内容と家計費の支出の現状という實際をつかんでいかなければならぬ。かような考へ方からいたしまして、今後われ／＼の努力すべき点は、非配給物資がなるべく減つて、配給物資が殖える、すなわち正常ルートによる生活費というものが割合を多く占めるといふような状況にもつていかなければならぬ。かようなこととにらみ合せて、一方において國民の負担といふものを考へなければならぬと考へますので、今回のいろいろな税制の改革等々から考へまして、地方財政の窮乏はさることながら、この際さらには酒、タバコの消費税を加えるといふことは、全体の負担として考慮しなければならぬといふようなこと一つ一つの点があつたと思ひます。

いま一つの点は、これは先ほども話が出ておりましたが、多少理屈になると思ひますけれども、今日の財政、專賣は一つの税金である。これは一つの大きな間接税である。殊にこれは高額のものをかけた財政、專賣の対象になつておるものに、地方は地方でも一度税金をかけるということになると、税の根本的な考へ方、並びに税の体系において少し反省して考へ直す必要がある。かような点に多少ひつかかつておるのでございしますが、しかし地方財政の窮乏といふこととにらみ合せて、また國民所得だけでなく、國民所得の実効的な價值、実際に効果をお

げ、價値が殖えていくような方向にもつていかなければなりませんから、そのことにおいてだん／＼成功してくればかけてもいいといふような考へをもつておられますけれども、本年度においては昨年の一八%が、たしか記憶では二二%になつておる。これくらい負担をかけておるときに、また嗜好品もあるし、ある方々にとつては生活の必需品のごとくもなつておるようなものへ、かなりの税を地方でいただくといふことは、本年はこれを実行するのに少し無理ではないかといふような考へから、今年はこの税を取上げられなかつた、かような二点に歸すると思ひます。

○千賀委員 議事進行について……きようはせつつか大蔵大臣が御出席でありますけれども、地方財政に對する質問はこの程度に切られまして、明日以後再開することにして、本委員会から厚生委員会に合同審議を申し出た法案が三つあつたわけでございます。その点に關しまして、向うからの回答があつたのでございまして、これに對しまして、われ／＼理事會では松浦君を代表といたしまして、総合した決議案というほどでもありませんが、大体一致した修正案をこちらに移譲することにきめておるのでございまして、委員長から委員会にお諮りをいたしまして、當委員の意思であることにならばなおさら強力でございまして、その理事會の意思をさらに委員の意思といたして、松浦君をして修正意見を厚生委員会に申し入れることのお取計らいをされたかと思ひます。次にまだ動議をもつておられますが、まずこの動議を提出いたします。

○千賀委員 議事進行について……きようはせつつか大蔵大臣が御出席でありますけれども、地方財政に對する質問はこの程度に切られまして、明日以後再開することにして、本委員会から厚生委員会に合同審議を申し出た法案が三つあつたわけでございます。その点に關しまして、向うからの回答があつたのでございまして、これに對しまして、われ／＼理事會では松浦君を代表といたしまして、総合した決議案というほどでもありませんが、大体一致した修正案をこちらに移譲することにきめておるのでございまして、委員長から委員会にお諮りをいたしまして、當委員の意思であることにならばなおさら強力でございまして、その理事會の意思をさらに委員の意思といたして、松浦君をして修正意見を厚生委員会に申し入れることのお取計らいをされたかと思ひます。次にまだ動議をもつておられますが、まずこの動議を提出いたします。

業というよりなるものは、これは一つの委員会を組織して、その委員会に許可の権限を取らたかどうかというように考えておられます。その委員会には公安委員はもちろんはいりますが、そのほかに衛生上の権威者、風俗上の権威者、建築上の権威者というような者を数名入れて委員会をつくつて、その委員会が許可するか、あるいはその委員会の答申に應じて知事が許可した方がいいかという意見であります。そういう強い意見でありますから、どうしても厚生委員会に出てこれを述べたいという考えであります。

○坂口委員長代理 これについて何か御意見がありますか。——それでは速記をやめて、ちよつと懇談したいと思ひます。

〔速記中止〕
○坂口委員長代理 それでは速記を始めます。

○松谷委員 先ほどの御提案もありましたし、陳情等もございしますのでできれば本日はこの程度で散会し、次会に延期していただきたいと思ひます。

○坂口委員長代理 御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂口委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

〔参照〕
風俗営業取締法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨
本法案の内容は、本文八箇條及び附則からなつてゐるものであつて、第一條には風俗営業の定義

を掲げ、第二條には営業の許可、第三條には條例の制定、第四條には行政処分、第五條には聴聞、第六條には立入、第七條及び第八條には罰則に関する事項を規定したものである。

二、議案の目的
本法案は、昭和二十二年法律第七十二号「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」の規定により、待合、料理屋、カフェー、ダンスホール、遊技場等の風俗上取締を要する営業に関する各種廳府縣令による取締規則が、昭和二十二年十二月三十一日を以て失効したので、これに代るものとして制定せられたのである。

三、議案の修正議決の理由
社会の風紀を維持するため、本法案に規定する程度において、風俗営業の取締を行うことは必要であり、それがためには、別記の如き修正をも妥當と認められたので、これを修正議決したのである。

昭和二十三年六月二十八日
治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長
衆議院議長松岡駒吉殿
(小字及び一は修正)

(定義)
第一條 この法律で、風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

- 一 待合、料理店、カフェーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスを

させる営業
三 玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

第五條 公安委員会が、前條の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命じようとするときは、当該業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

二 公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行爲並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該業者に通告し、○聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

附則
一 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

二 この法律施行の際現に風俗営業を営む者は、この法律施行の日から三十日の間は、第一條の規定により営業の許可を受けなければならない。

三 前項に規定する者は、都道府縣が條例で定めるところにより公安委員会に、必要を届出をしなければならない。

四 第二項に規定する者が、第三條の規定に基づく都道府縣の條例に適合しない場合において、公安委員会は、その者に対し、営業所の構造設備の變更その他の命令をすることができる。この場合において、当該業者が当該命令に従わなうときは、公安委員会は、営業の許可を取消し又は営業の停止を命ずることが出来る。

五 この法律施行の際現に風俗営業を営む者

で、第二項に規定する者以外の者は、この法律施行の日から三十日の間は第二條の規定による許可を受けなければならない。

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨
本法案の要旨は、第一には、市町村立の小学校、中学校、盲学校及び聾学校の職員の俸給その他の給与を、都道府縣の負担とする。第二には、市町村立高等学校の定時制の課程の教員の俸給その他の給与を、都道府縣の負担とすること。第三には、本法案は、四月一日に遡つて適用せられることを明かにするとともに、従来の政令を廃止すること。但し、市町村立の旧制中等学校に併置せられた新制中学校については、主として義務教育に属しない学年、即ち本年度においては、第三学年の授業を担当している教育の俸給等は、従前通り市町村の負担とすることである。

二、議案の目的
本法案の制定によつて、従来政令で認めてあつた事項を法律に改めんとするものである。

三、議案の議決理由
市町村立学校及び定時制高等学校の職員の諸給与を都道府縣の負担とすること等を明かにするため、本法案の制定を必要と認められたので、本法案を可決すべきものと議決したのである。

昭和二十三年六月二十九日
治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長
衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院事務局